

# 郡山市保育体制強化事業費補助金交付要綱

平成31年3月25日制定  
令和2年3月30日改正  
令和4年3月31日改正  
令和5年3月1日改正  
令和6年3月13日改正  
〔こども部保育課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の業務負担を軽減することで保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うため、保育人材確保事業の実施について（平成29年4月17日雇児発0417第2号）別添に定める保育体制強化事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）、保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和5年10月12日こ成事第520号）別紙に定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「県規則」という。）及び福島県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成28年3月22日施行。以下「県交付要綱」という。）に基づき、保育所等が実施する保育支援者及びスポット支援員（以下「保育支援者等」という。）の配置に要する経費に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次のとおりとする。（郡山市内のものに限る。）

(1) 保育支援者の配置

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園とする。

(2) スポット支援員の配置

法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設、法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する施設、法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育支援者等の配置に要する報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等とする。

2 前項に規定する経費のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の事業によりその経費が交付される経費については、補助対象経費から除くものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、1か所当たり保育支援者を配置する場合は月額100,000円（スポット支援員を配置する場合は月額45,000円）と、補助対象経費の実支出

額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、双方配置する場合は、それぞれ算出した額の合計額とする。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業実施計画書(第1号様式)とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書兼補助金額積算調書(第2号様式)とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は保育支援者等の配置を証する書類の写しとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第6条 規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

2 規則第14条の規定に基づく実績報告に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して報告するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の総額の10分の2以内の減額又は交付申請額の変更を伴わない補助対象経費の総額の10分の2以内の増額とする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 国交付要綱6(13)に掲げる条件を遵守すること。
- (3) 県交付要綱第6条第5項(1)に掲げる条件を遵守すること。

(概算払)

第9条 市長が必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して2か月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書兼補助金額積算調書(第3号様式)とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書(第4号様式)
- (2) 保育支援者等の配置に要した費用の支払を証する書類の写し

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補

助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定にする補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者等に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 事業実施計画書

年 月 日

住 所  
申請者 名 称  
代表者職氏名

- 1 本事業による保育支援者等の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容

--

- 2 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者等の配置を除く。）

--

- 3 保育支援者等配置計画

保育支援者等氏名	区分 ※	当該年度における配置期間	備考

※ 配置者について、保育支援者かスポット支援員かを記載すること。

## 収支予算書兼補助金額積算調書

年 月 日

住 所  
 申請者 名 称  
 代表者職氏名

配置者 ※	
-------	--

1 支出

項目	本年度予算額		摘要
	総支出額	うち補助対象経費	
合計	①	②	

支出合計 (①)	
----------	--

2 収入

(1) 寄附金その他の収入

項目	本年度予算額	摘要
合計	③	

(2) 補助金 (申請時積算額)

ア 補助基準額 (第4条に規定する基準額×保育支援者等配置月数)	
イ 補助対象経費実支出額 (②)	
ウ 総事業費から寄附金その他の収入を控除した額 (① - ③)	
補助金額 (ア・イ・ウのうち最も少ない額を千円未満切り捨てた額)	④

(3) 自己資金

⑤
---

収入合計 (③ + ④ + ⑤)	
------------------	--

※ 配置者について、保育支援者かスポット支援員かを記載すること。

## 収支決算書兼補助金額積算調書

年 月 日

住 所  
申請者 名 称  
代表者職氏名

配置者 ※	
-------	--

1 支出

項目	本年度決算額		摘要
	総支出額	うち補助対象経費	
合計	①	②	

支出合計 (①)	
----------	--

2 収入

(1) 寄附金その他の収入

項目	本年度決算額	摘要
合計	③	

(2) 補助金 (報告時積算額)

ア 補助基準額 (第4条に規定する基準額×保育支援者等配置月数)	
イ 補助対象経費実支出額 (②)	
ウ 総事業費から寄附金その他の収入を控除した額 (① - ③)	
補助金額 (ア・イ・ウのうち最も少ない額を千円未満切り捨てた額)	④

(3) 自己資金

⑤	
---	--

収入合計 (③ + ④ + ⑤)	
------------------	--

※ 配置者について、保育支援者かスポット支援員かを記載すること。

# 事業実施報告書

年 月 日

住 所  
申請者 名 称  
代表者職氏名

- 1 本事業による保育支援者等の業務及び保育士の業務負担が軽減された内容

--

- 2 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者等の配置を除く。）

--

- 3 保育支援者等配置実績

保育支援者等氏名	区分 ※	当該年度における配置期間	備考

※ 配置者について、保育支援者かスポット支援員かを記載すること。